

第三次計画における目標の設定について（案）
（資料 1 計画素案 第 3 章第 2 関係）

論点 1 . 目標値の位置づけについて

これまでの計画では、排出量や再生利用率などの数値を目標値として設定してきた。しかし、今回の計画の策定にあたって廃棄物の処理状況を集計、分析したところ、これらには社会経済の動向に影響されるところが大きく、取り組みの成果を直接的に反映するものではない目標値もあることが解った。

また、いずれの指標においても、平成 7 年度の容器包装リサイクル法や平成 12 年度以降の各種リサイクル法の制定等による強力な取り組みによって上昇してきたものの、近年は横ばいに転じており、今後さらなる改善を求めていくには、省エネルギーなど他の要件との兼ね合いに十分に配慮すべき時期にきていると考えられる。

したがって、本計画の目標設定にあたっては、次のような考え方によることが適当と考えられる。

本計画に盛り込んだ個々の取り組みについて、目標年次において到達すべきとするレベルを目標として設定する。

従来で採用してきた数値目標値は、継続性の観点から、本計画においても採用することとするが、計画の進捗状況を把握するための指標として位置づけることとする。

論点 2 . 数値目標値の位置づけについて

さらに、数値目標値については、社会経済の動向による影響を勘案し、今後とも到達レベルを設定して取組を進める指標として「達成すべき目標値」と、計画の進捗状況を把握しながら取組を進める指標として「重点指標値」の 2 種類に分け、前者について次のとおり設定することが適当と考えられる。

1 . 排出量、最終処分量について

一般廃棄物については、人口の増加等に影響を受けず、循環型社会の進捗を入口（排出）と出口（最終処分）で捉える観点から、「1 人 1 日あたりの排出量」および「1 人 1 日あたりの最終処分量」を達成すべき目標値として設定する。

産業廃棄物については、総排出量は景気の変動に大きく影響を受ける指標であることから、排出後の資源化取り組みの高いレベルを維持する観点から「有効利用率」および出口で捉える「最終処分量」を達成すべき目標値として設定する。

2. 廃棄物の再生利用率について

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の再生利用率は、平成 19 年度まで増加傾向が続いたものの、増加率は鈍化し、平成 20 年度には横ばいに転じている。増加傾向にあったことについては、容器リサイクル法等に基づく分別収集および再生利用の取り組みが進捗するとともに、古紙の価格などが高値で推移するなどリサイクル市況が安定したことが原因と推測される。

しかし、今後については、

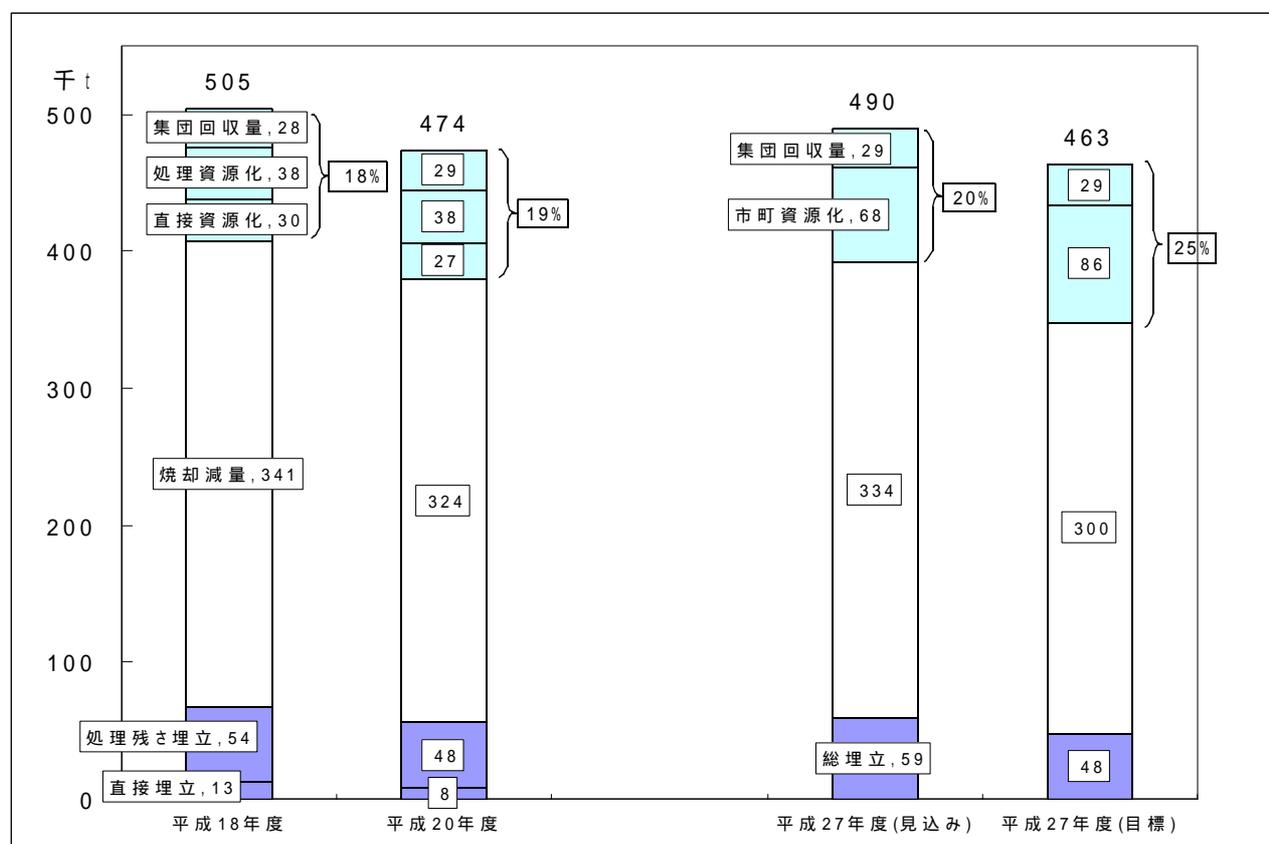
リサイクル関連法令の取り組みが一段落していること

今後、市町で予定される廃棄物処理施設の更新は 5 年以上先になることから、リサイクルシステムの大きな変更は見込めないことから、リサイクル率の大幅な増加は望めない状況にある。

一方、低炭素社会の実現のため、リサイクルと省エネルギーの両立が指向されているところであり、リサイクルを推進する際においては、省エネルギーの視点を十分に配慮することが求められているところである。

従って、再生利用率については、国の「基本方針」で示された平成 27 年度に 25 % とする目標値を本県でも目指していくこととするが、上記のような背景を踏まえて、この値のみにこだわらず、様々な環境への負荷を配慮して推進する「指標」として位置づけて取り組みを進めることが適当であると考えられる。

図表 1 一般廃棄物の処理状況の推移と平成27年度目標等



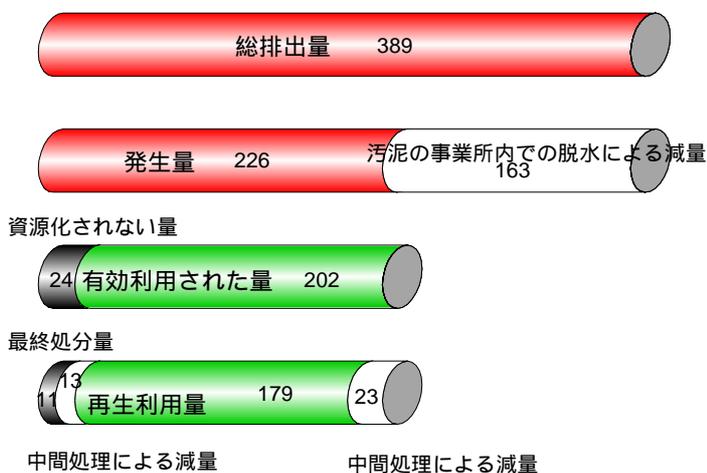
(2) 産業廃棄物について

産業廃棄物の再生利用率¹は、近年46%程度で横ばいとなっているが、有効利用率²では、平成16年度以降、約9割で推移する高いレベルにある。日本経団連の環境自主行動計画では業界ごとに資源化率が設定され、資源化の取組が進められているなど、産業界での自主的な取組により、資源化は限界に近づきつつある状況と考えられる。

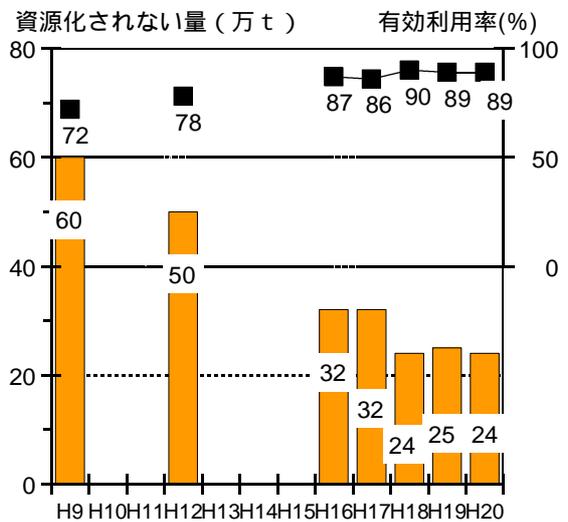
このように資源化取組が進んできた状況においては、再生利用率では図表2のとおり汚泥の脱水量の影響が大きく、全体の状況を適切に捉える指標とはなっていない。

従って、汚泥の脱水量を排除等した実質的な再生利用の程度を示す指標である「有効利用率」を達成すべき目標として設定し、再生利用率については進捗状況を把握するための指標とすることが適当と考えられる。

図表2 目標設定概念図(値はH20値(万t))



図表3 有効利用率等の推移



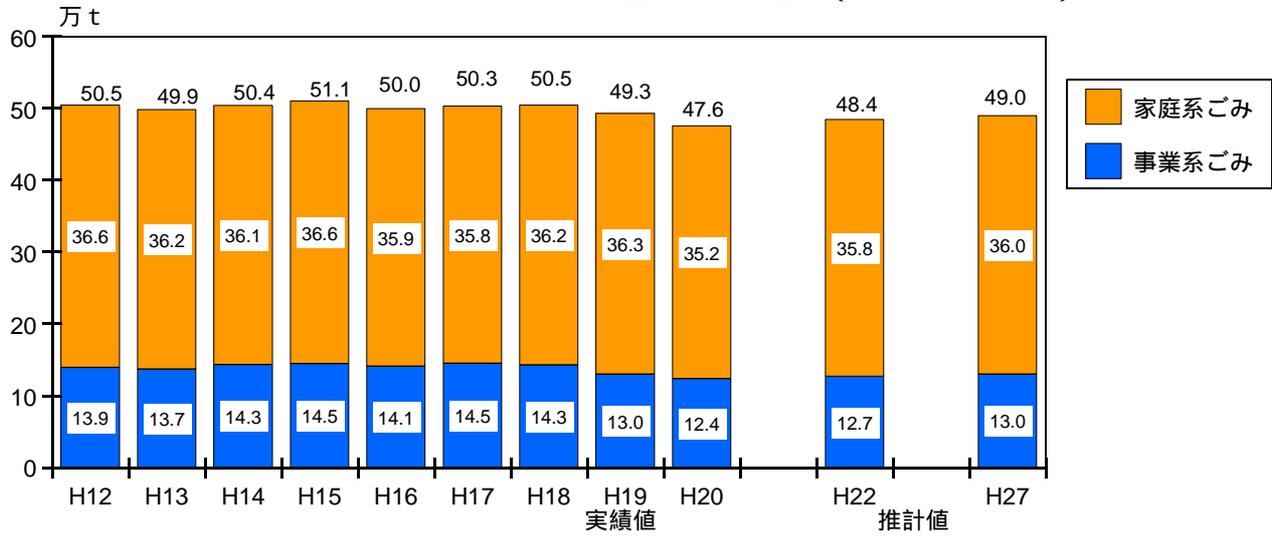
- 1 再生利用率は、 / × 100 %
- 2 有効利用率は、 / × 100 % (県独自の指標)

(参考) 排出量等の将来推計および目標設定の考え方

1. 一般廃棄物

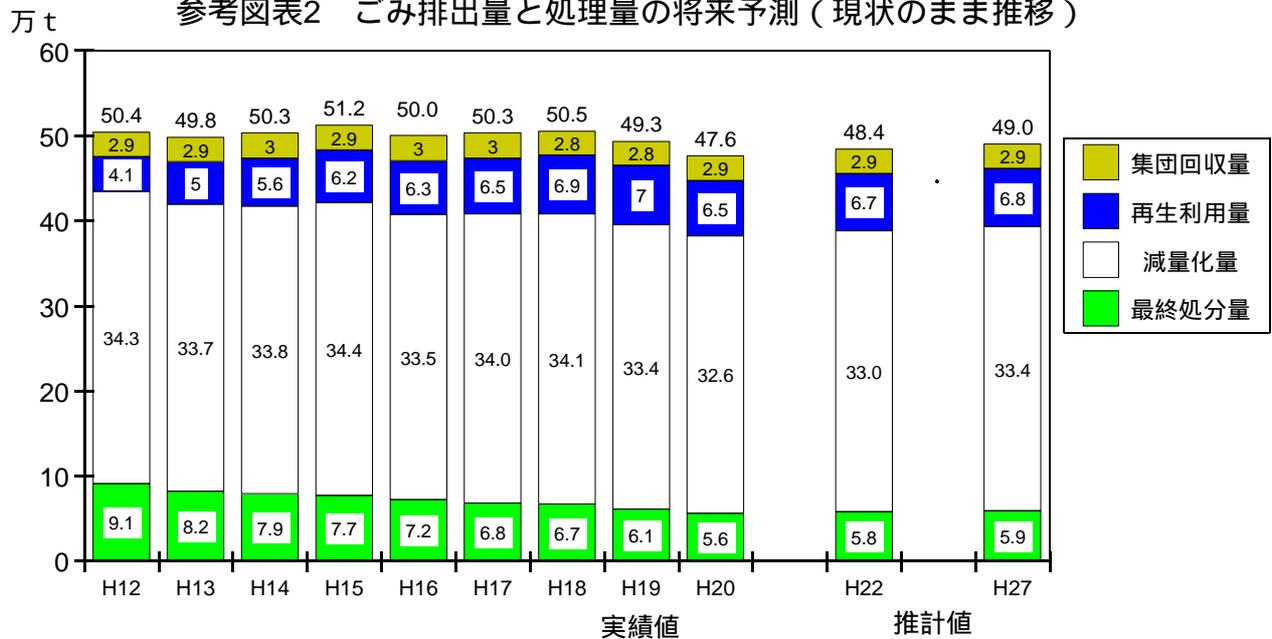
(1) 総排出量の将来見込み

参考図表1 一般廃棄物の総排出量の将来見込み(現状のまま推移)



(2) 処理量の将来見込み

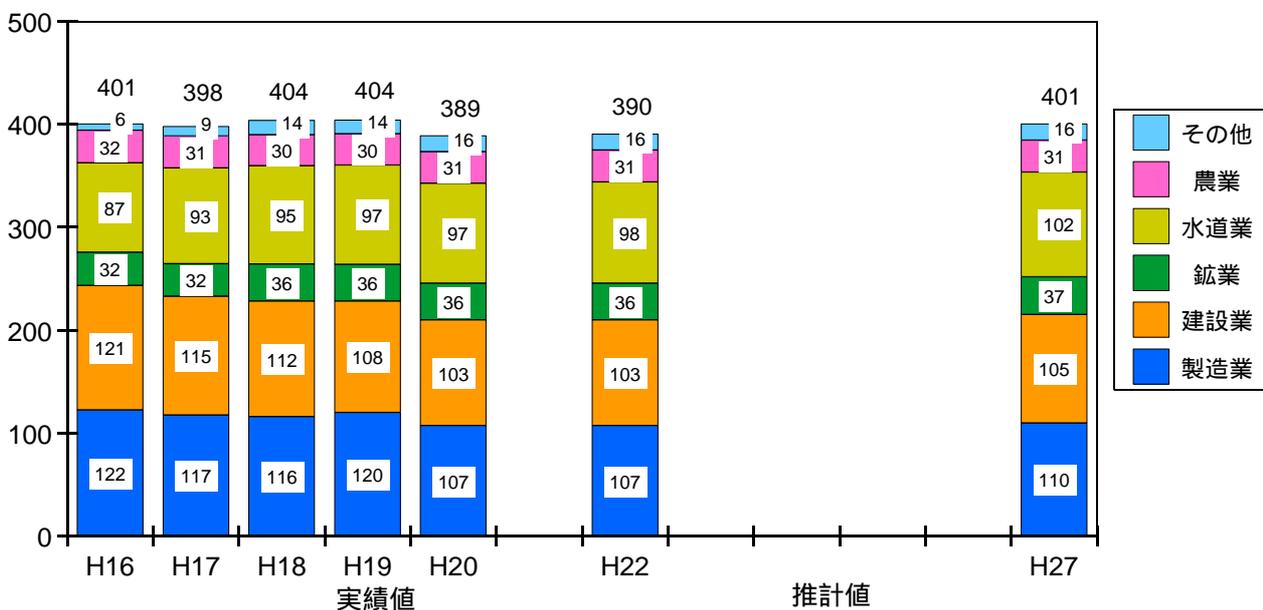
参考図表2 ごみ排出量と処理量の将来予測(現状のまま推移)



2. 産業廃棄物

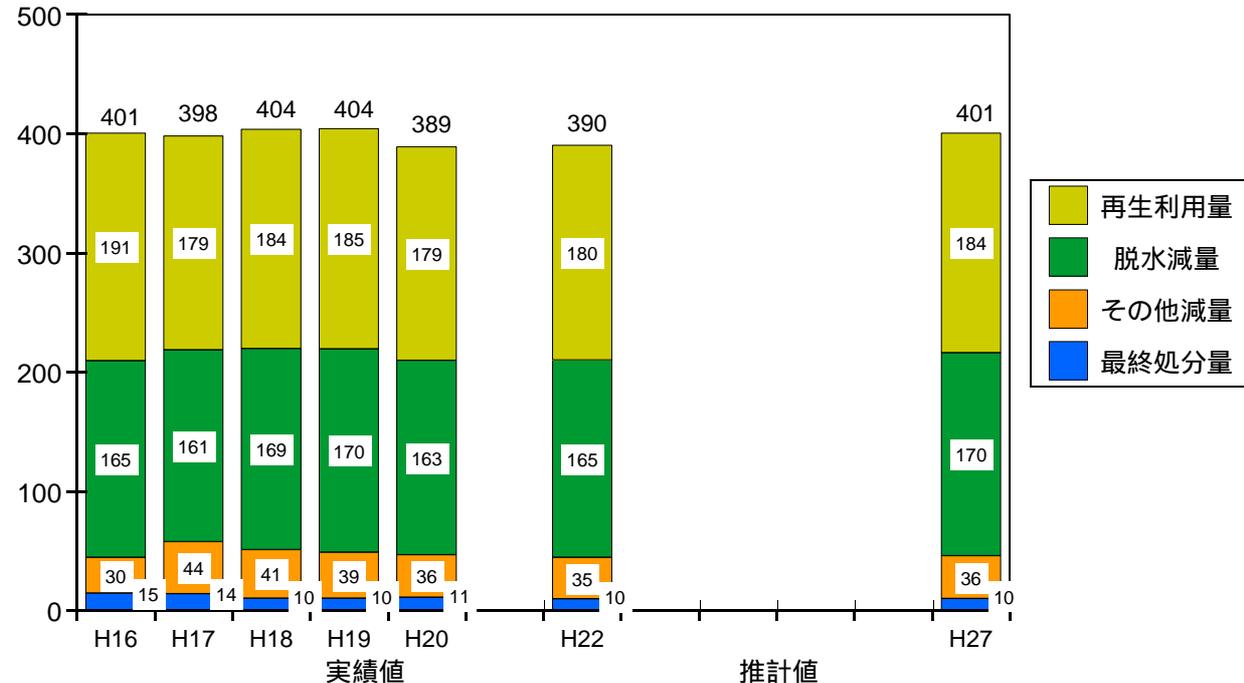
(1) 総排出量の将来見込み

参考図表3 産業廃棄物の総排出量の将来見込み（現状のまま推移）



(2) 処理量の将来見込み

参考図表4 産業廃棄物の処理量の見込み（現状のまま推移）



一般廃棄物の将来推計値と目標値等の設定の方法

		将来推計値	目標値等
総排出量		<p>将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(H19.5)」の県H22、H27推計人口(国勢)から同年度の住基人口をH17実績比率にて推計した。</p> <p>生活系ごみは、排出原単位がH19-H20の平均値レベルで推移するものと仮定し、将来人口に乗じて推計した。</p> <p>事業系ごみは、H21-H22はH19-H20の排出量の平均値レベルで推移するものと仮定し、H23以降は県内総生産高(活動量)が年0.5%成長するものとして推計した。</p> <p>両者の和を将来総排出量とした。 (原単位ではH27;963g)</p> <p>(総排出量H20;47.5万t H27;49.0万t)</p>	<p>将来人口は、左記と同じ</p> <p>排出原単位について、平成20年度で全国都道府県第9位であるところ、同年度で第5位(907g)程度の910gをH27に目指すものとした。(H20;938g)</p> <p>この排出原単位を将来人口に乗じて総排出量とした。</p> <p>(排出原単位H20;910g/人・日は、 H12値の-12%、H19値の-7%) (総排出量H20;47.5万t H27;46.3万t)</p>
処理量	再生利用量	<p>H19-H20の総排出量に占める再生利用量構成比%の平均値を将来総排出量に乗じて推計した。</p> <p>集団回収量は横ばいで推移してきていることから、H21以降もH20値で推移するものとした。</p> <p>(再生利用量H20;9.4万t H27;9.7万t)</p>	<p>分別区分の見直しや雑紙の資源化等資源ごみの分別の徹底により、県民1人1日当たりの資源ごみ量を約190g(H20;153g)に増量を目指すものとした。(資源化増量分約40gは、可燃ごみ中の紙ごみ約2割に相当)</p> <p>(再生利用量H20;9.4万t H27;11.5万t) (再生利用率H20;20% H27;25%)</p>
	最終処分量	<p>H19-H20の総排出量に占める最終処分量構成比%の平均値を将来総排出量に乗じて推計した。</p> <p>(最終処分量H20;5.6万t H27;5.9万t)</p>	<p>埋立ごみの発生抑制や焼却されていた雑紙の資源化等により、1人1日95g(H20;110g)に減量するものとした。</p> <p>(H20;5.6万t H27;4.8万t)</p>

産業廃棄物の将来推計値と目標値等の設定の方法

		将来推計値	目標値等
	農業	横ばいで推移してきていることから、H21以降もH20値で横ばいで推移するものとした	H27指標値においても左記と同じとした
	水道業	上水は将来の人口推移に応じて推移するものとし、下水は将来計画処理水量に応じて推移するものとした	H27指標値においても左記と同じとした
	鉱業	H21～H22はH20の横ばいとし、H23～27値は	国の基本方針(改定案)で総排出量の目標は「H19値の+1%に抑制」、とされているところ、H19よりも総排出量が少なかった「H20値の+1%に抑制」と設定 (これら4業種では、H19の約-6%減、H20の横ばいと設定)
	製造業	H23以降は県内総生産高(活動量)が	
	建設業 その他業種	年0.5%成長するものとして推計した。	
総排出量	上記の将来推計値の各業種の合計量 (総排出量H20;389万t H27;401万t)	上記の指標値の各業種の合計量 (H20値の+1%に抑制) (総排出量H20;389万t H27;394万t)	
処理量	再生利用量	処分は品目毎に処理形態が異なることから、各品目のH20再生利用率に当該品目の将来排出量を乗じて品目毎の再生利用量見込み値を推計し、合計した。 (H20;179万t H27;184万t) (再生利用率H20;46% H27;46%)	総排出量のH27指標値から左記と同様に各品目毎の再生利用量を推計 各業界団体が公表する代替燃料利用としての廃プラ・木くずの受入量見込み等から、この2品目については県内の資源化増量を推計して加算 (廃プラ(70 75%)、木くず(88 89%)) (再生利用量H20;179万t H27;181万t) (再生利用率H20;46% H27;46%) (有効利用率H22;89% H27;88%)
	最終処分量	各品目のH20最終処分率に当該品目の将来排出量を積算して品目毎の最終処分量見込み値を推計し、合計した。 (最終処分量H20;11.2万t H27;10.1万t)	総排出量のH27指標値から左記と同様に各品目毎の最終処分量を推計。 再生利用率改善品目については、その増量分をそれぞれH20の減量率と最終処分率のとおり分配到りして減量した。 (最終処分量H20;11.2万t H27;9.4万t)